

次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（LFLs）

二千二十六年

2

第一部 第四条3の規定の適用を受ける製品

規定

歯科用アマルガム	水銀添加製品
(i) う触の予防及び健康の促進を目的とする国の目標を定め、それによって歯科治療の必要性を最 小限にすること。	の歯科用アマルガムの使用を段階的に削減するための締約国による措置については、当該締約国の国内 の事情及び関連する国際的な手引を考慮するものとし、次の措置から二以上の措置を含める。
(ii) 歯科用アマルガムの使用を最小限にするための国の目標を定めること。	(i) 歯科用アマルガムの使用を最も高い効率で行つて、かつ、臨床的に有効なもの）の 使用を促進すること。
(iii) 歯科治療のための水銀を含まない代替製品（費用対効果が高く、かつ、臨床的に有効なもの）の 使用を促進すること。	(ii) 歯科治療のための水銀を含まない代替製品（費用対効果が高く、かつ、臨床的に有効なもの）の 使用を促進すること。
(iv) 歯科治療のための水銀を含まない良質の材料の研究及び開発を促進すること。	(iii) 歯科治療のための水銀を含まない代替製品の使用及び管理とのための専門的機関及び歯科学校が、歯科治療のための水銀を含まない代替製品の使用及び訓練を行つよう奨励すること。
(v) 代表的な専門的機関及び歯科学校が、歯科治療のための水銀を含まない代替製品の使用及び管理とのための慣習の促進について、歯科の専門家及び学生に教育及び訓練を行つよう奨励すること。	(iv) 代表的な専門的機関及び歯科学校が、歯科治療のための水銀を含まない代替製品の使用及び管理とのための慣習の促進について、歯科の専門家及び学生に教育及び訓練を行つよう奨励すること。
(vi) 水銀を使用しない歯科治療よりも歯科用アマルガムを使用する歯科治療を有利に扱う保険政策及 び保険制度を抑制すること。	(v) 代表的な専門的機関及び歯科学校が、歯科治療のための水銀を含まない代替製品の使用及び管理とのための慣習の促進について、歯科の専門家及び学生に教育及び訓練を行つよう奨励すること。
(vii) 歯科治療に関し、歯科用アマルガムの良質の代替製品の使用を有利に扱う保険政策及び保険制度 を獎勵すること。	(vi) 水銀を使用しない歯科治療よりも歯科用アマルガムを使用する歯科治療を有利に扱う保険政策及 び保険制度を抑制すること。
(viii) 歯科用アマルガムの使用を歯科用アマルガムオブセルに限定すること。	(vii) 歯科治療に関し、歯科用アマルガムの良質の代替製品の使用を有利に扱う保険政策及び保険制度 を獎勵すること。
(ix) 水銀及び水銀化合物の水及び土壤への放出を削減するため、歯科用施設における環境のための最 良の慣行の利用を促進すること。	(viii) 歯科治療に関し、歯科用アマルガムの良質の代替製品の使用を有利に扱う保険政策及び保険制度 を獎勵すること。
さらに、締約国は、次のことを行う。	
(i) 適当な措置をとることにより、歯科医師によるばらの状態での水銀の使用を除外すること又は許 可しないこと。	
(ii) 乳歯及び十五歳に達しない患者並びに妊娠及び授乳中の女性の歯科治療において、適当な措置を とることにより歯科用アマルガムの使用を除外すること若しくは許可しないこと又は歯科用アマ ルガムの使用をしないよう勧告すること。ただし、患者の必要性に基づき歯科医師が必要と認める場 合はこの限りでない。	
さらに、歯科用アマルガムを段階的に廃止していなければ、次のことを行う。	
(i) 自国の報告の一環として、歯科用アマルガムを段階的に削減し、又は段階的に廃止するために自 国がとった又はとつている措置の進捗状況に関する国の行動計画又は利用可能な情報に基づく報告 を四年ごとに事務局に提出すること。	

3
附属書B
「第一部 第五条2の規定の適用を受ける工程」の表を次のように改める。
第一部 第五条2の規定の適用を受ける工程

附屬書B
〔第一部 第五条2の規定の適用を受ける工程〕 の表を次のように改める。
第一部 第五条2の規定の適用を受ける工程

段階的廃止期限	水銀又は水銀化合物を使用する製造工程	クロルアルカリ製造
二千二十五年	水銀又は水銀化合物を触媒として用いるアセトアルデヒド製造	水銀を含む触媒を用いるポリウレタンの製造
二千二十八年		
二千二十五年		

脈波計に使用されるひずみゲージ

次の非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く）。
(a) 気圧計
(b) 温度計
(c) 圧力計
(d) 血圧計
(e) 脈波計に使用されるひずみゲージ

(a) 溶融圧力変換器、溶融圧力伝送器及び溶融圧力感知器
くいの電気式及び電子式の計測器(水銀を含まない適当な代替製合が利用可能でない場合に
くい、大型規模な装置に取り付けられたもの又は高精度度の測定が利用可能でないものに除

水銀真空ポンプ

写真フィルム及び印画紙

人工衛星及び宇宙飛行体に用いる推進剤

微量の水銀が混入した化粧品、せつけん又はクリームを対象としないことを意図する。

○国土交通省告示第三百三十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十四日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十四日

国土交通大臣 中野 洋昌

○宮崎県道線名 供用開始の区間 供用開始の期日
九州縦貫自動車道 久留米市東合川五丁目一五二番から同市東合川五丁目一 令和七年四月二十五日〇時
五一番まで

○国土交通省告示第三百三十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十四日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十四日

国土交通大臣 中野 洋昌

○宮崎県道線名 供用開始の区間 供用開始の期日
九州縦貫自動車道 熊本市北区改寄町字塚ノ本一五七番一から同市北区改寄町字塚ノ本一六七番二まで 令和七年四月二十五日〇時
宮崎県道見島線

○国土交通省告示第三百三十九号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和七年四月二十四日

国土交通大臣 中野 洋昌

事案番号 事案の種類 申請者 事案の内容
令7 第4002号 鉄道の旅客運賃の上限変更 首都圏新都市鉄道株式会社 すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。
認可 1 鉄道の普通旅客運賃
大人普通旅客運賃の上限を次のとおり変更する。

(単位：円)

	10円単位	1円単位
3キロまで	180	180
3キロを超える5キロまで	230	230
5キロを超える7キロまで	280	271
7キロを超える9キロまで	320	320
9キロを超える11キロまで	370	362
11キロを超える13キロまで	420	412
13キロを超える15キロまで	460	454
15キロを超える18キロまで	520	513
18キロを超える21キロまで	580	574

21キロを超える24キロまで	630	626
24キロを超える27キロまで	690	688
27キロを超える30キロまで	750	741
30キロを超える33キロまで	800	800
33キロを超える36キロまで	860	853
36キロを超える39キロまで	920	913
39キロを超える42キロまで	970	966
42キロを超える45キロまで	1,020	1,018
45キロを超える48キロまで	1,070	1,070
48キロを超える51キロまで	1,130	1,123
51キロを超える54キロまで	1,180	1,175
54キロを超える57キロまで	1,230	1,227
57キロを超える59キロまで	1,280	1,280

小児普通旅客運賃（1円単位）の上限を次のとおり変更する。

(単位：円)

	1円単位
3キロまで	84
3キロを超える5キロまで	105
5キロを超える7キロまで	125
7キロを超える9キロまで	146
9キロを超える11キロまで	167
11キロを超える13キロまで	188
13キロを超える15キロまで	200

2 鉄道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。
通勤定期旅客運賃（大人1か月）

(単位：円)

3キロまで	6,810
3キロを超える5キロまで	8,700
5キロを超える7キロまで	10,590
7キロを超える9キロまで	12,100
9キロを超える11キロまで	13,990

11キロを超える13キロまで	15,880
13キロを超える15キロまで	17,390
15キロを超える18キロまで	19,660
18キロを超える21キロまで	21,940
21キロを超える24キロまで	23,820
24キロを超える27キロまで	26,090
27キロを超える30キロまで	27,970
30キロを超える33キロまで	30,240
33キロを超える36キロまで	32,450
36キロを超える39キロまで	34,320
39キロを超える42キロまで	36,210
42キロを超える45キロまで	38,090
45キロを超える48キロまで	39,980
48キロを超える51キロまで	41,860
51キロを超える54キロまで	43,740
54キロを超える57キロまで	45,620
57キロを超える59キロまで	47,500

通学定期旅客運賃（大人1か月、小児1か月）
(単位：円)

	大人	小児
3キロまで	3,240	1,620
3キロを超える5キロまで	4,140	2,070
5キロを超える7キロまで	5,040	2,520
7キロを超える9キロまで	5,760	2,880
9キロを超える11キロまで	6,660	3,330
11キロを超える13キロまで	7,560	3,780
13キロを超える15キロまで	8,280	4,140
15キロを超える18キロまで	9,360	4,680
18キロを超える21キロまで	10,440	5,000
21キロを超える24キロまで	11,340	5,000

24キロを超える27キロまで	12,420	5,000
27キロを超える30キロまで	13,500	5,000
30キロを超える33キロまで	14,400	5,000
33キロを超える36キロまで	15,480	5,000
36キロを超える39キロまで	16,560	5,000
39キロを超える42キロまで	17,460	5,000
42キロを超える45キロまで	18,360	5,000
45キロを超える48キロまで	19,260	5,000
48キロを超える51キロまで	20,340	5,000
51キロを超える54キロまで	21,240	5,000
54キロを超える57キロまで	22,140	5,000
57キロを超える59キロまで	23,040	5,000

○防衛省告示第九十九号
実施機 航空機
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施
する。 その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存
在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実
施する。

期間 令和七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。
防衛大臣 中谷元
ただし、日曜日及び国民の祝日に当る法規規定する休日を除く。
（昭和二十二年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

○防衛省告示第百号
実施機 航空機
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施
する。 その他 一 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

期間 令和七年四月二十四日
防衛大臣 中谷元
（昭和二十二年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域 日高沖海面の次の(ア)から(イ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(イ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間
（ア）(ア) 北緯四一度四三分〇九秒
（イ）(イ) 東経一四二度五九分四六秒
（カ）(カ) 北緯四一度二〇分一〇秒
（ハ）(ハ) 東経一四二度五九分四六秒
（オ）(オ) 北緯四一度二〇分一〇秒
（カ）(カ) 東経一四二度〇七分四七秒
（ハ）(ハ) 東経一四二度〇五分三九秒
（オ）(オ) 北緯四一度二七分一〇秒
（カ）(カ) 東経一四二度四二分四六秒
（ハ）(ハ) 東経一四二度五七分四六秒
（カ）(カ) 東経一四二度五七分四六秒
（ハ）(ハ) 東経一四二度三八分一四秒
（カ）(カ) 北緯四一度五九分四六秒
（ハ）(ハ) 東経一四二度一六分二六秒
（カ）(カ) 東経一四二度三三分一〇秒
（ハ）(ハ) 東経一四二度二九分四六秒

実施機	その他	期間	区域	防衛大臣	中谷 元
航空機	海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。	令和七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。	○前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。	○防衛省告示第百五号	一 射爆撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
実施機	その他	期間	区域	防衛大臣	中谷 元
航空機	その他の実施機	期間	区域	防衛大臣	中谷 元
○防衛省告示第百六号	海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。	令和七年四月二十四日	二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。	○防衛省告示第百六号	一 射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

区域	1) 沖海面の次のアからイまでの五点を順次結んだ線並びに(ア)の1点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度100メートルまでの間
	(ア) 北緯四〇度五〇分10秒
	(イ) 東経141度10分四七秒
	(ウ) 北緯四〇度五〇分10秒
	(エ) 東経141度五九分四六秒
	(オ) 北緯四〇度四分10秒
	(カ) 東経141度五九分四七秒
実施機	航空機
その他	1) 射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 2) 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百五十三号
土地収用法（昭和11六年法律第11百十九号。以下「法」といふ。）第11十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第11十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
令和七年四月二十四日
関東地方整備局長 吉崎 福久

第1 起業者の名称 電源開発送電ネットワーク株式会社
第2 事業の種類 特別高圧送電線新赤城線保全事業（群馬県みどり市大間々町上神梅地内から同県桐生市新里町高泉字東本漆地内まで）
第3 起業地
1 収用の部分 なし
2 使用の部分 群馬県みどり市大間々町上神梅地内及び同市大間々町下神梅地内並びに同県桐生市新里町高泉字東本漆地内
第4 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1 法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、群馬県沼田市利根町根利地内の東群馬変電所から群馬県太田市新田市野井町地内の新新田変電所までの亘長

30.6kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「特別高圧送電線新赤城線保全事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による送電事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である電源開発送電ネットワーク株式会社（以下「起業者」という。）は、電気事業法の規定による送電事業者である。

また、特別高圧送電線新赤城線（以下「新赤城線」という。）は、電気事業法の規定による振替供給の用に供されている。

さらに、起業者は、新赤城線を維持管理しているほか、本件事業に要する費用を自己調達資金により確保している。

したがって、起業者は本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

（1）得られる公共の利益

新赤城線は、福島県及び新潟県内の只見川水系における各発電所の発生電力を首都圏に送電する重要な基幹送電線である特別高圧送電線只見幹線の一部として、首都圏への送電ネットワークの系統安定度と電圧安定性を維持し、首都圏への安定した電力の供給に寄与している。

また、新赤城線は、他系統の送電線と連系することで、送配電等業務指針（電気事業法の規定により経済産業大臣の認可を受けた指針）において規定されている電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障（以下「電力設備の故障」という。）が発生した場合の対策としての役割を担っている。

そのため、新赤城線を撤去せざるを得なくなれば、首都圏への送電ネットワークの系統安定度と電圧安定性を維持し、首都圏への安定した電力の供給に支障を來す恐れがあるほか、他系統の送電線における電力

設備の故障が発生した場合において、他系統の送電線に送電容量を上回る電流が発生し、広範囲の停電が生じる恐れもあるなどといった影響が懸念される。

本件事業の施行により、首都圏への安定した電力の供給が継続できるほか、他系統の送電線において電力設備の故障が発生した場合における広範囲の停電の発生の防止にも寄与する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（2）失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で本件区間ににおける磁界について調査を実施したところ、電気設備の技術基準の解釈（平成25年3月14日付け、20130215商局第4号）の規定による規制値を下回っている。

また、本件事業は新たな電気工作物の施設などの工事を伴うものではないため、磁界以外の生活環境、自然環境及び埋蔵文化財に与える影響は生じない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（3）事業計画の合理性

本件区間に設置されている電気工作物は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に定める技術的要件を満たすものとして、電気事業法の規定による検査を受けており、電気事業法等に定める基準に適合していると認められる。

また、新赤城線が果たしている安定した電力の供給を継続するための手法として、本送電線の施設をそのまま使用する案（以下「申請案」という。）と新赤城線を移設するルート案（以下「移設案」という。）の2案による検討も行われており、申請案と移設案を比較したところ、移設案は鉄塔を新設又は移設するための土地が新たに必要となること及び送電の停止が必要となる期間が生じることから、地域の環境に与える影

響、工事施工の難易度及び経済性等から総合的に判断すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

（1）事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、新赤城線は、首都圏への送電ネットワークの系統安定度と電圧安定性を維持し、首都圏への電力の安定供給を継続して行うために必要不可欠なものであり、本件事業の施行により、その機能を存続させる必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

（2）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、起業地は、送電線下用地であり、これを使用していることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

群馬県みどり市役所笠懸庁舎 群馬県桐生市地域振興整備局新里支所市町村生活課

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

群馬県みどり市大間々町上神梅地内及び大間々町下神梅地内

従七位に叙する（以上三月十九日）	幸田 英吾
○叙勲	
毛屋 実 高野 允雄 小林 敏郎	
旭日双光章を授ける（各通） 畑 久雄	
旭日單光章を授ける（以上三月十七日）	
旭日小綬章を授ける（各通） 榎村 弘 殿岡 和郎	
旭日双光章を授ける 大内 一成 大島 憲昭	
旭日單光章を授ける（各通）（以上三月十八日）	
旭日單光章を授ける（三月十九日） 岡部 稔 佐藤 福子	
瑞宝小綬章を授ける（各通） 松澤 孝明	
瑞宝双光章を授ける 石冢 重春 大野 勝弘 釣本 高則	
原田 進 渡 義雄	
瑞宝單光章を授ける（各通）（以上三月十七日）	
（国立大学法人職員） 齋藤 一朗	
瑞宝小綬章を授ける 一ノ宮照祀 市橋 勇 加藤 誠	
岡村 敏幸 北山 貞夫 高久 和雄	
金山 洋一 武井 幸雄 松山 豊 尾坂 先	
皆川 雅広	
瑞宝双光章を授ける（各通）	
瑞宝單光章を授ける（各通）（以上三月十八日）	
瑞宝单光章を授ける（各通）（以上三月十九日）	
瑞宝小綬章を授ける 富山 茂貴	
瑞宝双光章を授ける 檜村 通 小池 宏樹	
池田 雅彦 桑原 信也	
幸田 英吾 田中 始 富山 茂貴	
藤平 和夫 森 正義 山岡良佳治	
従六位に叙する（各通）	
正七位に叙する	

皇室事項

- | 官 座 報 告 | | 官 座 事 項 | | 登 錄 操 縱 免 許 證 失 効 再 交 付 講 習 の 登 錄 に 關 す る 公 告 | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---|--------------------------|
| 第一回 | 行 幸 啓 御 日 程 | 第二回 | 行 幸 啓 御 日 程 | 第三回 | 行 幸 啓 御 日 程 |
| 天皇皇后両陛下の埼玉県へ行幸啓の御日程は、 | 天皇皇后両陛下の埼玉県へ行幸啓の御日程は、 | 天皇皇后両陛下の埼玉県へ行幸啓の御日程は、 | 天皇皇后両陛下の埼玉県へ行幸啓の御日程は、 | 天皇皇后両陛下の埼玉県へ行幸啓の御日程は、 | 天皇皇后両陛下の埼玉県へ行幸啓の御日程は、 |
| 次のとおりである。 | 次のとおりである。 | 次のとおりである。 | 次のとおりである。 | 次のとおりである。 | 次のとおりである。 |
| 第一日 五月二十四日 | 第一日 五月二十四日 |
| 皇居 (乾門) 御出門 | 皇居 (乾門) 御出門 |
| 埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校 | 埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校 | 埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校 | 埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校 | 埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校 | 埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校 |
| お泊所 ホテル・ヘリティージ | お泊所 ホテル・ヘリティージ |
| 第二日 五月二十五日 | 第二日 五月二十五日 |
| 秩父神社 | 秩父神社 | 秩父神社 | 秩父神社 | 秩父神社 | 秩父神社 |
| 秩父ミューズパーク音楽堂 | 秩父ミューズパーク音楽堂 | 秩父ミューズパーク音楽堂 | 秩父ミューズパーク音楽堂 | 秩父ミューズパーク音楽堂 | 秩父ミューズパーク音楽堂 |
| 秩父ミューズパーク (第七十五回全国植樹祭会場) | 秩父ミューズパーク (第七十五回全国植樹祭会場) |
| 東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所 | 東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所 | 東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所 | 東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所 | 東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所 | 東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所 |
| 還幸啓 | 還幸啓 | 還幸啓 | 還幸啓 | 還幸啓 | 還幸啓 |
| 荒天会場 | 荒天会場 | 荒天会場 | 荒天会場 | 荒天会場 | 荒天会場 |
| 東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所 | 東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所 | 東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所 | 東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所 | 東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所 | 東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所 |
| 二回 | 三回 | 四回 | 五回 | 六回 | 七回 |
| (一) 令和七年四月二十四日 | (一) 令和七年四月二十四日 |
| 国土交通大臣 中野 洋昌 | 国土交通大臣 中野 洋昌 |
| (二) 登録年月日 令和七年三月十二日 | (二) 登録年月日 令和七年三月十二日 |
| (三) 住所 東京都国分寺市北町四丁目一六番三号 | (三) 住所 東京都国分寺市北町四丁目一六番三号 |
| (四) 登録番号 操更講第一三二号 | (四) 登録番号 操更講第一三二号 |
| (五) の名称及び所在地 | (五) の名称及び所在地 |
| 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 |
| 奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地 | 奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地 | 奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地 | 奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地 | 奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地 | 奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地 |
| 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 |
| 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地 | 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地 | 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地 | 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地 | 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地 | 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地 |
| の名称及び所在地 | の名称及び所在地 | の名称及び所在地 | の名称及び所在地 | の名称及び所在地 | の名称及び所在地 |
| 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 | 一般財団法人日本船舶職員養成協会 |
| 神 | 神 | 神 | 神 | 神 | 神 |

官 庁 報 告

- (三) (二) (一) 登録年月日 令和七年三月十二日
登録番号 操業講第一二九号

(五) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の事務所の名称及び所在地
氏名 日海株式会社
住所 東京都国分寺市北町四丁目一六番三
四号

(五) 登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
日海株式会社 東京都国分寺市北町四丁目一六番三
四号

(一) (一) 登録年月日 令和七年三月十二日
登録番号 操業講第一三〇号

(三) (二) (一) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の事務所の名称及び所在地
氏名 一般財団法人日本船舶職員養成協会
住所 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地
四号

(五) 登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
一般財團法人日本船舶職員養成協会 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地
奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地
船舶職員及び小型船舶操縦者の法 昭和二十六年法律第百四十九号 第二十三条の三十三の規定に基づき、次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十四において準用する同法第十七条の十五第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月二十四日

(一) (一) 登録年月日 令和七年三月十二日
登録番号 操業講第一三〇号

(三) (二) (一) 登録操縦免許証更新講習事務を行なう事務所の名称及び所在地
日海株式会社
住所 東京都国分寺市北町四丁目一六番三
四号

(五) 登録操縦免許証更新講習事務を行なう事務所の名称及び所在地
日海株式会社 東京都国分寺市北町四丁目一六番三
四号

共
につ
3,200

- 船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示**

東北運輸局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、東北内航鋼船運業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第2号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第3号）、東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第8条の規定により公示する。

令和7年4月24日 東北運輸局長 川崎 博

1. 東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金 第4項中「259,650円」を「268,650円」に、「243,200円」を「252,200円」に、「200,550円」を「209,550円」に、「191,400円」を「200,400円」に改める。

2. 東北海上旅客運送業最低賃金第4項中「254,300円」を「263,300円」に、「192,400円」を「201,400円」に改める。

3. 東北漁業（大中型まき網）最低賃金第5項中「1人歩船員 208,200円（月払いとする。）（青森県八戸市に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する2そうまき・まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に雇用されている船員については、194,350円）」を「1人歩船員 218,200円（月払いとする。）」に改める。

附 則

この公示は、令和7年5月24日から効力を生ずる。

九州運輸局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、九州内航鋼船運業及び木船運航業最低賃金（平成9年九州運輸局最低賃金公示第5号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成9年九州運輸局最低賃金公示第6号）

及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成9年九州運輸局最低賃金公示第8号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第8条の規定により公示する。

令和7年4月24日

九州運輸局長 原田 修吾

1. 九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金 第4項中「259,700円」を「268,700円」に、「243,250円」を「252,250円」に、「201,100円」を「210,100円」に、「191,800円」を「200,800円」に改める。
2. 九州海上旅客運送業最低賃金第4項中、「254,400円」を「263,400円」に、「187,500円」を「197,000円」に改める。
3. 九州漁業（大中型まき網）最低賃金第5項中、「203,300円」を「213,300円」に改める。

附 則

この公示は、令和7年5月24日から効力を生ずる。

九州運輸局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、九州漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成9年九州運輸局最低賃金公示第7号）の全部を、以西底びき網漁業を含む業種へ拡大し、九州漁業（底びき網）最低賃金として、次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第8条の規定により公示する。

令和7年4月24日

九州運輸局長 原田 修吾

九州漁業（底びき網）最低賃金

1. 適用する地域 九州運輸局の管轄区域
2. 適用する使用者 前項の地域内に主たる労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第1号及び第2号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

3. 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であつて、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第5項に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4. 適用する期間

底びき網漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5. 第3項の船員に係る最低賃金額

月額	1人歩船員	200,200円
		（月払いとする）

この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6. 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当

(2) 通常の労働以外の臨時のに行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など

(3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏季・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則

この公示は、令和7年5月24日から効力を生ずる。

最終修正版

出稿の旨を記載し送付本固に捺印の上、郵便又はFAXにて提出下さい。

令和7年4月11日

担当 大田 篤志 謹啓

住所 京都府木津川市

グエン・ティ・ヅン 平成6年2月23日生

住所 東京都青梅市

ダン・レ・ニ 平成5年6月17日生

住所 愛知県豊田市

グエン・フィー・ニヤット 平成16年10月10日生

住所 千葉県市川市

ド・ハイ・ゴック 平成元年1月29日生

住所 東京都青梅市

レー・ディン・ミン・ホアン 平成15年7月19日生

住所 千葉県柏市

ホアン・ゴク・ハイ 昭和59年11月29日生

住所 千葉県柏市

グエン・ティ・ニュン 昭和63年6月22日生

住所 東京都立川市

ホアン・ゴク・ハオ・ニエン 平成27年9月21日生

住所 横浜市南区

陳杜輝 平成16年8月27日生

住所 横浜市港北区

楊雋彦 昭和60年4月4日生

住所 東京都新宿区

李海洲 昭和45年11月4日生

住所 大分県別府市

レジ・シュレスター 平成6年7月17日生

住所 大分県別府市

リワン・シュレスター 令和2年3月31日生

住所 東京都世田谷区

シアン・シュレスター 令和7年1月27日生

住所 川崎市多摩区

伍需桓 昭和63年3月29日生

住所 横浜市青葉区

吳妮晏 平成5年7月22日生

住所 大阪市生野区

楊世真 平成9年4月2日生

住所 東京都大田区

黃恩霞 昭和58年1月30日生

住所 大阪市生野区

蕭喬仁 平成7年11月23日生

住所 東京都港区

金元国 昭和61年12月14日生

住所 東京都港区

吳香花 昭和61年11月8日生

住所 東京都港区

金道鉉 平成28年1月25日生

住所 東京都港区

金承炫 令和元年11月15日生

住所 東京都中央区

劉嬌嬌 昭和60年8月11日生

王浩正 平成25年4月10日生

王浩宇 平成30年3月16日生

住所 東京都八王子市

劉懿 昭和55年4月29日生

江奈瀛 平成17年9月3日生

江奈含 平成20年11月7日生

江天翔 平成25年10月12日生

住所 東京都新宿区

蘇郁潔 平成元年6月23日生

住所 愛知県西条市

孫晶 昭和51年2月7日生

住所 東京都調布市

洪采言 平成18年7月10日生

住所 東京都小金井市

李洪男 平成2年1月15日生

住所 群馬県みどり市

ジャネル・アンドレア・ラゾ・アルフレド 平成12年7月11日生

住所 三重県津市

塔娜 昭和54年10月6日生

娜日拉嘎 平成23年11月20日生

阿茹瑾 平成26年11月11日生

住所 静岡県沼津市

イズミ・エンマ・ソーサ・キナ 平成8年1月18日生

住所 東京都台東区

潘子澍 平成5年12月31日生

住所 東京都練馬区

楊永繼 昭和53年9月14日生

住所 東京都港区

李承軒 平成25年4月9日生

住所 東京都足立区

陳欣 平成7年4月10日生

潘星潤 平成5年10月13日生

住所 奈良県御所市

ペム・チヨティン・シェルバ 昭和62年5月25日生

住所 三重県桑名市

ヤシン・マナール 平成3年3月14日生

住所 福岡県小郡市

ラメスウル・バニヤ 平成元年10月4日生

住所 福岡市早良区

廖正 昭和56年12月29日生

廖桐一 平成23年8月11日生

廖一鑫 平成26年1月8日生

廖新名 令和3年1月26日生

住所 福岡市東区
許立 昭和62年6月17日生
許斐 令和2年2月21日生
許勇 令和6年11月13日生
住所 東京都江東区
ス・イ・ウイン 昭和62年10月27日生
住所 東京都江東区
シ・リン・ピィ・ソン 平成30年1月23日生
住所 名古屋市中村区
バガワティ・グルン 昭和62年2月3日生
サクラ・グルン 平成31年3月7日生
住所 名古屋市北区
キン・ソー・トゥ 昭和56年10月2日生
ソー・ライアン・ボ 平成30年3月25日生
住所 愛知県小牧市
ケンイチ・ペドロ・フジイ・モレロ 昭和62年10月21日生
マリア・クリスティーナ・モンテス・ケロパナ 平成元年11月30日生
レンジ・フジイ・モンテス 令和2年12月1日生
住所 愛知県尾張旭市
ブワネカ・ヒタラナラグ・サミット・マドゥランガ・ブワネカ 平成5年4月17日生
住所 愛知県安城市
アンナ・カナ・ウノ 昭和31年4月20日生
アオバ・ウノ 昭和46年2月8日生

住所 東京都江東区
朱勤 昭和50年5月5日生
陳琴 昭和50年2月9日生
朱芸萱 平成19年7月2日生
住所 東京都江戸川区
楊玉輝 平成元年10月27日生
楊千禾 令和5年8月17日生
住所 東京都中野区
浦效禹 平成6年3月28日生
住所 東京都北区
ホワ・ゾウ・ノー・リン 平成7年8月4日生
ポン・ポン・トワイン 平成元年10月12日生
ホワ・ジャ・セン・アウン 令和6年1月8日生
住所 東京都足立区
ソー・ソー・ウイン 昭和60年4月9日生
住所 山梨県南都留郡富士河口湖町
張立国 平成元年6月12日生
住所 広島市南区
李瑛美 平成7年5月30日生
住所 群馬県伊勢崎市
スラジョ・クマル・クスワハ 昭和56年10月3日生
住所 東京都港区
齊安妮 昭和57年3月26日生

相続 嘍 項

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の2の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月24日

四国経済産業局長 小山 和久

名 称	株式会社フジ・カードサービス
本店の所在地	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
登録番号	四国（ク）第8号
営業廃止年月日	令和7年3月31日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月24日

中国地方整備局長 林 正道

- 1 処分をした年月日 令和7年4月3日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 イワタニ山陰株式会社 桑原 剛 島根県松江市学園2-16-37 國土交通大臣許可（般—05）第25240号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 令和7年3月31日付で建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第20014号

群馬県沼田市薄根町4412番地

申立人 群馬県沼田土木事務所長

本籍群馬県利根郡みなかみ町布施1750番地、最後の住所群馬県前橋市元総社町1281番地1D-45号、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和5年9月21日頃、出生の場所群馬県利根郡新治村、出生年月日昭和31年6月30日、職業不詳

被相続人 亡 田口 哲男

群馬県高崎市八千代町2丁目1番1号 弁護士法人高橋三兄弟法律事務所

相続財産清算人 清水 卓

催告期間満了日 令和7年11月28日

前橋家庭裁判所

令和7年（家）第2011号

東京都世田谷区世田谷1丁目32番9号

申立人 小川 恵子

本籍東京都文京区本郷4丁目45番地、最後の住所群馬県太田市南ヶ丘町1299番地3、死亡の場所群馬県太田市、死亡年月日令和4年8月31日、出生の場所長野県諏訪郡境村、出生年月日昭和20年5月14日、職業不明

被相続人 亡 中西 利武

事務所群馬県太田市新井町213-1 ノルデンビル204 弁護士法人青木正人法律事務所

相続財産清算人 弁護士 青木 正人

催告期間満了日 令和7年11月5日

前橋家庭裁判所太田支部

令和7年（家）第80113号

埼玉県さいたま市緑区美園6丁目5番地12

申立人 吉田 剛

本籍埼玉県川口市芝西2丁目9番地8、最後の住所埼玉県さいたま市南区大字広ケ谷戸301番地1 浦和神経サナトリウム、死亡の場所埼玉県さいたま市南区、死亡年月日令和7年1月8日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和29年6月19日、職業無職

被相続人 亡 白石 達也

事務所埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-5-8 吉田ビル4階D号 弁護士法人法律事務所フォレスト

相続財産清算人 弁護士 松田 裕介

催告期間満了日 令和7年11月14日

さいたま家庭裁判所

令和7年（家）第10023号

埼玉県川越市大字古谷上6083番地8

申立人 川越グリーンパーク管理組合

本籍東京都練馬区中村3丁目17番地、最後の住所埼玉県川越市大字古谷上6083番地7E-2棟105号室、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日令和5年6月3日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和22年8月8日、職業不明

被相続人 亡 馬場 幸馬

事務所埼玉県所沢市くすのき台1-12-1

内野ビル2階 德永法律事務所

相続財産清算人 弁護士 德永翔太朗

催告期間満了日 令和7年11月7日

さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第30068号
千葉県市原市国分寺台中央1丁目1番地1
申立人 市原市長 小出 譲治
本籍千葉県市原市草刈864番地、最後の住所千葉県市原市草刈864番地、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日推定令和4年4月26日、出生の場所千葉県市原郡菊間村、出生年月日昭和20年2月26日、職業不明
被相続人 亡 大野 忠
事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号北野京葉ビル8階真田・中間・谷中綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中間 一裕
催告期間満了日 令和7年11月28日
千葉家庭裁判所

令和7年(家)第30071号
東京都千代田区麹町3丁目4番地
申立人 アイ・アール債権回収株式会社
本籍千葉市若葉区中野町49番地、最後の住所千葉市若葉区中野町66番地9、死亡の場所千葉県東金市、死亡年月日令和5年10月10日、出生の場所千葉県千葉郡白井村、出生年月日昭和23年7月29日、職業不明
被相続人 亡 日暮 信夫
事務所千葉市中央区中央1-7-8 シグマビル8階プロスペクト法律事務所
相続財産清算人 弁護士 坂口 靖
催告期間満了日 令和7年12月1日
千葉家庭裁判所

令和7年(家)第30030号
千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番
申立人 栄町
本籍山形県村山市大字大久保乙1番地、最後の住所千葉県印旛郡栄町安食台5丁目14番12号、死亡の場所千葉県印旛郡栄町、死亡年月日推定令和6年1月25日、出生の場所山形県北村山郡大久保村、出生年月日昭和18年5月28日、職業無職
被相続人 亡 大場 康
事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号北野京葉ビル8階 真田・中間・谷中綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中間 一裕
催告期間満了日 令和7年12月2日
千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年(家)第7011号
静岡県静岡市葵区松富2丁目4-15
申立人 関口 英夫
本籍東京都世田谷区深沢3丁目6番地、最後の住所千葉県大網白里市四天木1604番地2、死亡の場所千葉県大網白里市、死亡年月日令

和6年8月23日、出生の場所東京都東京市本郷区、出生年月日昭和15年10月4日、職業無職
被相続人 亡 関口 光子
事務所千葉市中央区中央3丁目18番3号千葉中央ビル4階 法律事務所シリウス
相続財産清算人 弁護士 菅野 亮
催告期間満了日 令和7年11月28日
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第90102号
東京都武蔵野市吉祥寺南町3丁目40番6号
申立人 秋山 道子
本籍東京都杉並区荻窪1丁目49番、最後の住所東京都立川市上砂町5丁目76番地の4特別養護老人ホーム砂川園、死亡の場所東京都立川市、死亡年月日令和6年1月24日、出生の場所東京都豊多摩郡戸塚町、出生年月日昭和6年5月3日、職業無職
被相続人 亡 奥山 佑子
事務所東京都八王子市明神町4丁目7番15号落合ビル3階 弁護士法人福澤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 福澤 武文
催告期間満了日 令和7年11月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90196号
東京都東久留米市学園町1丁目11番8号
申立人 塗師 敏昭
本籍大阪府大阪市北区中之島6丁目24番地、最後の住所東京都西東京市下保谷3丁目8番24号、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日令和7年1月8日、出生の場所兵庫県神戸市神戸区、出生年月日昭和19年5月4日、職業無職
被相続人 亡 森 雅司
事務所東京都あきる野市上代継318 近藤・鈴木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 近藤 智仁
催告期間満了日 令和7年11月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和6年(家)第7040号
川崎市川崎区元木2-4-6
申立人 財形元木マンション管理組合
本籍神奈川県川崎市川崎区元木2丁目4番、最後の住所川崎市川崎区元木2丁目4番6-203号財形第1マンション、死亡の場所神奈川県横浜市鶴見区、死亡年月日平成21年4月5日、出生の場所群馬県勢多郡桂萱村、出生年月日昭和10年12月20日、職業不明
被相続人 亡 石垣ハツ子

川崎市中原区新丸子東2-925-17新丸子東ビル1階 川崎武蔵小杉法律事務所
相続財産清算人 弁護士 橋本 信行
催告期間満了日 令和7年11月4日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第3057号
神奈川県厚木市飯山南5丁目52番16号
申立人 藤野 緑
本籍神奈川県平塚市土屋2518番地、最後の住所神奈川県平塚市河内430番地の8マリッヂ大館1号館203号、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日推定令和6年11月15日、出生の場所神奈川県中郡土沢村、出生年月日昭和29年7月16日、職業作業員
被相続人 亡 荻野 文夫
事務所神奈川県平塚市宮の前2番3号 桂エンタープライズビル5階 平塚宮の前法律事務所
相続財産清算人 弁護士 貝原 吉記
催告期間満了日 令和7年11月5日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第30032号
静岡県焼津市五ヶ堀之内1254番地の7
申立人 三宅多美子
本籍静岡県静岡市葵区本通3丁目2番地、最後の住所静岡県静岡市葵区本通3丁目2番地、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日令和6年9月1日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和3年1月10日、職業不詳
被相続人 亡 新村ひさ江
静岡県静岡市葵区伝馬町16番地の3シルクスクエア2号館4階石割法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石割 誠
催告期間満了日 令和7年11月28日
静岡家庭裁判所

令和7年(家)第6014号
静岡県伊東市和田1丁目7番12号
申立人 渡邊 伸
本籍静岡県伊東市和田1丁目480番地1、最後の住所静岡県伊東市和田1丁目7番12号、死亡の場所静岡県伊豆の国市、死亡年月日令和4年8月11日、出生の場所静岡県田方郡江間村、出生年月日昭和23年3月5日、職業無職
被相続人 亡 室伏きみ子
静岡県裾野市稻荷21番地 裾野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 大祐
催告期間満了日 令和7年11月25日
静岡家庭裁判所熱海出張所

令和7年(家)第281号
京都市東山区大和大路通五条上る山崎町372番地2
申立人 谷川利恵子
申立人手続代理人弁護士 小原 路絵
本籍奈良市邑地町389番地1、最後の住所京都市南区西九条藤ノ木町41番地、死亡の場所京都市南区、死亡年月日令和6年2月29日、出生の場所奈良県添上郡柳生村、出生年月日昭和16年12月12日、職業無職
被相続人 亡 木戸 忠男
事務所京都市中京区御池通間之町東入高宮町206御池ビル3階 K・G フォート法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浅野 康史
催告期間満了日 令和7年11月13日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第80268号
大阪府池田市鉢塚1丁目2番22-303号
申立人 神村 豊榮
本籍兵庫県宝塚市仁川高丸2丁目18番、最後の住所大阪府池田市鉢塚1丁目2番22-303号、死亡の場所大阪府池田市、死亡年月日令和6年10月6日、出生の場所広島県御調郡吉和村、出生年月日昭和14年8月25日、職業不明
被相続人 亡 神村 俊彦
大阪市北区中之島2-2-7 中之島セントラルタワー24階
相続財産清算人 弁護士 葉野 彩子
催告期間満了日 令和7年12月2日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第167号
奈良市右京1丁目4番地サンタウンプラザひまわり館3階 高の原法律事務所
申立人 坪田 園子
本籍和歌山県紀の川市西川原689番地、最後の住所奈良市帝塚山3丁目7番10号、死亡の場所奈良県生駒市、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所三重県名賀郡阿保町、出生年月日昭和26年6月22日、職業無職
被相続人 亡 戸根三重子
奈良市西大寺南町8番33号 奈良商工会議所会館1階弁護士法人ナラハ 奈良法律事務所
相続財産清算人 市ノ木山朋矩
催告期間満了日 令和7年12月1日
奈良家庭裁判所

令和7年(家)第30037号

岡山県岡山市北区一宮35-7
申立人 岡本 益枝

本籍岡山県赤磐市東窪田502番地、最後の住所岡山県赤磐市東窪田466番地1、死亡の場所岡山県赤磐市、死亡年月日令和6年7月7日、出生の場所岡山県赤磐郡仁堀村、出生年月日昭和11年8月13日、職業無職
被相続人 死 岸本 富男

事務所岡山市北区富田町2-12-16 センチュリー富田町ビル6階
相続財産清算人 弁護士 佐藤 弘一
催告期間満了日 令和7年11月5日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第30040号

岡山市中区雄町387番地1
申立人 明生運輸株式会社

本籍鳥取県米子市朝日町24番地、最後の住所岡山県岡山市南区芳泉1丁目3番33号当新田市営住宅33番館11号、死亡の場所岡山県岡山市南区、死亡年月日令和5年9月11日、出生の場所鳥取県米子市、出生年月日昭和23年1月2日、職業不明
被相続人 死 津田 博文

事務所岡山市北区富田町2丁目13-15 吉沢ビル2階
相続財産清算人 弁護士 岡原 洋介
催告期間満了日 令和7年11月4日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第30041号

岡山県倉敷市船穂町船穂187番地1
申立人 中原 浩二

本籍岡山県倉敷市船穂町船穂186番地、最後の住所岡山市東区可知4丁目1番10号、死亡の場所岡山県岡山市東区、死亡年月日令和6年9月26日、出生の場所岡山県倉敷市、出生年月日昭和23年8月4日、職業無職
被相続人 死 中原 和美

事務所岡山市北区蕃山町3番7号両備蕃山町ビル8階
相続財産清算人 弁護士 奥野 哲也
催告期間満了日 令和7年11月7日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第30058号

岡山県岡山市南区福成1丁目2番3号
申立人 岸本 智

本籍岡山県赤磐市仁堀中2257番地、最後の住所岡山市北区白石256番地5エステートピアM105号、死亡の場所岡山県岡山市北区、死

亡年月日令和6年12月13日、出生の場所岡山県赤磐郡吉井町、出生年月日昭和34年7月19日、職業無職
被相続人 死 岸本 富男

事務所岡山県岡山市北区富田町2丁目13番15号 吉澤ビル3階
相続財産清算人 弁護士 周東 秀成
催告期間満了日 令和7年11月7日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第7号

宮城県大崎市古川鶴ヶ崎字北原3番地
申立人 石ヶ森 大

本籍宮城県大崎市古川鶴ヶ崎字北窪1番地、最後の住所宮城県大崎市古川鶴ヶ崎字新栗蒔383番地、死亡の場所宮城県大崎市、死亡年月日令和6年11月1日頃から10日頃までの間、出生の場所宮城県古川市、出生年月日昭和30年10月6日、職業無職
被相続人 死 石ヶ森 信

仙台市青葉区一番町2丁目11番12号プレジデント一番町208号法律事務所あかり
相続財産清算人 弁護士 丸山 孝
催告期間満了日 令和7年11月10日

仙台家庭裁判所古川支部

令和7年(家)第2018号

山形県天童市老野森1丁目1番1号
申立人 天童市

本籍山形県天童市大字芳賀255番地、最後の住所山形県天童市南町3丁目9番17号、死亡の場所山形県天童市、死亡年月日令和6年11月20日、出生の場所山形県村山市、出生年月日昭和39年6月18日、職業無職
被相続人 死 武田 幸男

山形市宮町1丁目11番1号
相続財産清算人 早坂 和也
催告期間満了日 令和7年11月1日

山形家庭裁判所

令和6年(家)第30216号

神奈川県相模原市中央区相模原4丁目4番18-1002号
申立人 瀧口 博之

本籍茨城県水戸市平戸町155番地、最後の住所茨城県水戸市東台2丁目1番18号、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日令和3年4月26日、出生の場所茨城県東茨城郡下大野村、出生年月日昭和17年3月7日、職業無職
被相続人 死 瀧口 祥

茨城県牛久市中央5丁目20-11牛久駅前ビル201弁護士法人長瀬総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長瀬 佑志
催告期間満了日 令和7年11月13日
水戸家庭裁判所

令和7年(家)第3022号

茨城県筑西市女方5番地17
申立人 北嶋とし子

本籍茨城県結城市大字新宿新田249番地2、最後の住所茨城県筑西市女方5番地17、死亡の場所茨城県筑西市、死亡年月日令和6年8月6日、出生の場所茨城県結城市山川村、出生年月日昭和15年4月23日、職業無職
被相続人 死 北嶋 節

茨城県桜川市西桜川3丁目36番地宮ハイツ2号室
相続財産清算人 司法書士 奥村 洋史
催告期間満了日 令和7年11月10日

水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家)第20011号

栃木県那須塩原市豊町3番26号
申立人 須藤 敦夫

本籍栃木県宇都宮市築瀬町1086番地、最後の住所栃木県宇都宮市東塙田1丁目10番1号、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和5年12月26日、出生の場所栃木県塩谷郡氏家町、出生年月日昭和12年9月29日、職業会社役員
被相続人 死 佐藤 昇

事務所栃木県宇都宮市下戸祭1丁目2番4号
赤羽ハイツ1階 八幡山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 服部 有
催告期間満了日 令和7年11月10日

宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第80060号

埼玉県川口市南鳩ヶ谷8丁目1番地10号
申立人 鶴見製紙株式会社

本籍埼玉県川口市南鳩ヶ谷5丁目10番地12、最後の住所埼玉県川口市芝園町3番3-927号芝園団地、死亡の場所埼玉県戸田市、死亡年月日平成30年2月27日、出生の場所東京都府東京王子区、出生年月日昭和10年4月20日、職業不明
被相続人 死 西村 正實

被相続人 死 小池 進

事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20大宮JPビルディング14階 弁護士法人グリーンリーフ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 権田健一郎
催告期間満了日 令和7年11月18日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第413号

大阪府守口市梶町3丁目49番1号
申立人 瀧口 政藏

本籍富山県高岡市西広谷778番地、最後の住所富山市坂本3110番地、死亡の場所富山市、死亡年月日令和6年11月15日、出生の場所富山県高岡市、出生年月日昭和41年4月16日、職業無職
被相続人 死 瀧口 義正

富山市堀端町1番12号 富山中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 青島 明生
催告期間満了日 令和7年11月4日

富山家庭裁判所

令和6年(家)第30245号

静岡市清水区大沢町1番14号
申立人 中澤伊豫子

本籍静岡県静岡市清水区相生町38番地、最後の住所静岡市清水区大沢町1番14号、死亡の場所静岡市清水区、死亡年月日令和6年2月8日、出生の場所静岡県庵原郡袖師村、出生年月日昭和17年2月22日、職業無職
被相続人 死 中澤 甫

静岡市葵区伝馬町9-7 塚本ビル5階A弁護士法人H.O.P.E法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田中 俊平
催告期間満了日 令和7年11月30日

静岡家庭裁判所

令和7年(家)第3010号

滋賀県大津市京町4丁目1-1
申立人 滋賀県

本籍滋賀県彦根市八坂町1309番地、最後の住所滋賀県彦根市開出今町1769番地 D-446号、死亡の場所滋賀県彦根市、死亡年月日令和5年7月7日、出生の場所英領カナダブリチツシユコロンビアバンクーバー市、出生年月日昭和13年6月27日、職業不明
被相続人 死 西村 正實

滋賀県彦根市旭町6番22号 田中ビル2階
彦根共同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 陽一
催告期間満了日 令和7年12月1日
大津家庭裁判所彦根支部

失踪宣告**令和6年(家)第76号**

本籍宮城県柴田郡村田町大字沼辺字南公76番地、最後の住所不明
不在者 佐藤マサ子
昭和3年3月28日生
令和7年3月29日失踪宣告審判確定

福岡家庭裁判所飯塚支部裁判所書記官

令和6年(家)第105号

本籍樺太真岡郡真岡町大字真岡字山下町1丁目23番地、最後の住所不明
不在者 武川ふさ子
大正14年4月17日生
令和7年3月29日失踪宣告審判確定

福岡家庭裁判所飯塚支部裁判所書記官

令和6年(家)第5040号

本籍福岡県八女郡広川町大字太田907番地2、最後の住所福岡県筑後市大字山の井1092
不在者 川原 浩
昭和11年9月19日生

令和7年3月29日失踪宣告審判確定

福岡家庭裁判所八女支部裁判所書記官

令和6年(家)第235号

本籍大分県国東市国見町鬼籠1719番地、最後の住所大分県国東市国見町鬼籠423番地1
不在者 吉武快一郎
昭和5年9月6日生
令和7年3月28日失踪宣告審判確定

大分家庭裁判所中津支部裁判所書記官

令和6年(家)第301号

本籍宮崎県日向市大字日知屋9042番地、最後の住所宮崎県日向市原町4丁目125番地
不在者 三輪 義夫
昭和26年5月24日生
令和7年3月29日失踪宣告審判確定

宮崎家庭裁判所日向出張所裁判所書記官

令和6年(家)第25号

本籍鹿児島県南さつま市坊津町久志1701番地、最後の住所鹿児島県南さつま市坊津町久志1701番地
不在者 中尾吉之助
明治20年10月17日生
令和7年3月20日失踪宣告審判確定

鹿児島家庭裁判所知覧支部裁判所書記官

失踪宣告取消**令和6年(家)第1514号**

本籍青森県東津軽郡平内町大字外童子字平畑12番地、最後の住所埼玉県さいたま市緑区大字大崎210番地
失踪者 太田 兼一
昭和34年5月23日生

令和7年3月29日失踪宣告取消審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官**令和6年(家)第2258号**

本籍三重県四日市市西町2番、住所京都市伏見区深草ヲカヤ町23-6 サポートホーム
申立人(失踪者) 廣瀬 友美
昭和43年3月28日生

令和7年3月28日失踪宣告取消審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官**令和6年(家)第4645号**

本籍奈良県北葛城郡王寺町舟戸1丁目13番、住所大阪市東淀川区柴島2-21-27サンロイヤル柴島パート1 505
申立人(失踪者) 中本 由香
昭和43年7月15日生

令和7年4月1日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官**除 権 決 定**

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和6年(ヘ)第1号

福岡県みやま市高田町下楠田1617番地
申立人 竜 輝代

権利の届出の終期 令和7年3月29日

令和7年4月3日 大牟田簡易裁判所
(別紙) 目 錄

- 1 (1)土地 みやま市高田町下楠田字渡瀬1628番
宅地 224.10平方メートル
- (2)土地 みやま市高田町南新開字弾正187番
宅地 448.60平方メートル
- (3)建物 みやま市高田町下楠田字渡瀬1628番地
家屋番号 1628番
木造瓦葺2階建 居宅
床面積 1階 182.64平方メートル
2階 44.19平方メートル

2 登記年月日番号 福岡法務局三池出張所昭和18年10月5日受付第2104号

3 登記した権利の内容

登記の目的 賃借権設定

原因 昭和18年10月2日設定

借賃 4月 100円(1(2)につき4ヶ月 100円)

支払期 毎月25日

存続期間 3年

特約 講渡、転貸ができる

賃借権者 大牟田市不知火町一丁目80番地
石橋 秀一**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第52号

秋田市土崎港北5丁目5番42号

債務者 株式会社秋田まるごと加工

代表清算人 畑中 雄也

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 嵯峨 宏

4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時30分

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第152号

川崎市多摩区菅稻田堤1丁目6番3号シャトーウエハラ103

債務者 株式会社トーラス

代表者代表取締役 鶴澤 英明

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 柳町 大介

4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午後2時20分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第649号

名古屋市名東区牧の原2丁目203番地

債務者 株式会社エヌアール中部

代表者代表取締役 桑原 明輝

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 太田 真一

4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第669号

名古屋市中区丸の内2-17-13 NK丸の内ビル

債務者 株式会社あんき

代表者代表取締役 稲生 優介

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 西尾 亮一

4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第554号

神奈川県相模原市中央区淵野辺4丁目17番16号 GINGASQUARE 3階

債務者 株式会社Banquet

代表者代表取締役 大戸 勉

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山口 俊樹

4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第595号

東京都福生市熊川1692-30レンフィス平林1階、商業登記簿上の本店所在地東京都昭島市中神町1371番地126

債務者 有限会社アットモル

代表者取締役 斎藤 利徳

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 藤井 和典

4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第75号

福井市布施田町第10号9番地

債務者 株式会社N・Y総建

代表者代表取締役 長谷 康彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 八木 宏
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第85号

静岡県浜松市中央区倉松町326番地

債務者 株式会社ファステック

代表者代表取締役 清水 良一

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 悠太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後1時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第55号

群馬県太田市西本町35-18、商業登記簿上の本店所在地栃木県足利市南大町1151-6

債務者 H.Sアライブ合同会社

代表者代表社員 堀江 真樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金井 勇樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後2時15分

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第55号

兵庫県川西市加茂3丁目15番9号

債務者 有限会社オーエヌシー

代表者取締役 取済 雅典

- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三木 麻鈴

- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時25分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第87号

佐賀市高木瀬西4丁目14番25号

債務者 株式会社フロンティア

代表者代表取締役 山口 清治

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原口 侑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午後1時30分

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第1334号

大阪市生野区巽北4丁目5番1号

債務者 株式会社Tワールクス

代表者代表取締役 寺本 裕子

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 團 潤子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時20分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第38号

長崎県東彼杵郡波佐見町井石郷1522番地

債務者 株式会社モッコ

代表者代表取締役 城後 光

- 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 末竹彦司郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時30分

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第1209号

大阪市中央区東心斎橋1丁目11番13号B101

債務者 シャルール株式会社

代表者代表取締役 鈴木 宏美

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒木 博志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時50分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1316号

大阪市浪速区恵美須西2丁目1番12号

債務者 株式会社まる屋

代表者代表取締役 本江 良祐

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 知識 利紘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第195号

群馬県太田市新島町269番地の7

債務者 有限会社ザ型屋ドットコム

代表者取締役 高城 祐二

- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木 祥充
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後1時45分

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第214号

名古屋市港区入場1丁目407-1

債務者 株式会社キャロット

代表者代表取締役 山岸 克臣

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宇田 幸生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時10分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3048号

名古屋市北区喜惣治1丁目8番地 エテルノ

オオヒラ203号

債務者 株式会社ハルーセシオ

代表者代表取締役 杉山 忠

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 小澤 尚記

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第435号

沖縄県南城市玉城字親慶原471番地2

債務者 株式会社terashima

代表者代表取締役 寺島 真生

- 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桜井 愛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第68号

長崎県長崎市さくらの里1丁目5番6号パークヒルズ桜の里C-101、旧住所長崎県長崎市さくらの里1丁目9番17号
債務者 株式会社明良サービス
代表取締役 石田 清人

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大西由紀子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時15分
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第47号

青森県八戸市沼館1丁目11番5号

債務者 株式会社トランസアスト

代表者代表取締役 内田 淳子

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 立花 康雄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第83号

愛知県犬山市大字羽黒字古市場6番地

債務者 犬山ビール株式会社

代表者代表取締役 吉野 淳夫

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平尾 憲一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時15分
名古屋地方裁判所一宮支部

<p>令和7年(フ)第271号 京都市上京区七本松通一条上る滝ヶ鼻町1006番地38 債務者 有限会社山諭工務店 代表者代表取締役 山田 諭 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金森 貴之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第919号 大阪府吹田市山田東2丁目40番19号 債務者 株式会社AKI 代表者代表取締役 吉川 晃 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中尾 太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第67号 岡山県倉敷市藤戸町藤戸1824番地2 債務者 株式会社N. company 代表者代表取締役 安田 康夫 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡部 宗茂 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前11時 岡山地方裁判所倉敷支部破産係 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。</p> <p>令和6年(フ)第23号 千葉県館山市船形568番地の3 債務者 石井 知子(旧姓粕谷) 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山元 鉄平 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 千葉地方裁判所館山支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第21号 福岡県田川市大字川宮779番地13 バーアジュ川宮K 202号、前住所福岡県田川市大字伊田565番地 債務者 山口 裕子 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 枡田 晃久 4 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所田川支部</p> <p>令和7年(フ)第70号 福井市みのり3丁目29番11号 債務者 堀江 健夫 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桑野 陽壯 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 福井地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第144号 神奈川県平塚市徳延231番地の1 プラーズ徳延406号 債務者 長谷川京子 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 貝原 吉記 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後3時 6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第1444号 大阪府茨木市島4丁目11番19号 債務者 向洋機工こと 高見 昌司 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋森 正樹 4 破産債権の届出期間 令和7年6月24日まで</p>	<p>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第15号 秋田市仁井田露見町9番9号 債務者 高橋 孝之 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 史明 4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月6日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第153号 川崎市多摩区菅稻田堤1丁目6番3号 シャトーウエハラ 103 債務者 鵜澤 英明 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳町 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月20日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第86号 静岡県浜松市中央区倉松町326番地 債務者 清水 良一 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 悠太 4 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月27日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第86号 静岡県浜松市中央区倉松町326番地 債務者 清水 良一 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 悠太 4 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月27日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第555号 東京都国分寺市東恋ヶ窪4丁目6番地12ハイツ・アメニティ96 303 債務者 大戸 勉 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 俊樹 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月16日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第596号 東京都昭島市中神町1371番地125 債務者 斎藤 利徳</p>
---	--	---

令和7年(フ)第78号	宮崎市田代町128番地 ジーピー15番館501号、前住所宮崎市広島1丁目16番1号 サンモール広島903号 債務者 高司 町子
1 決定年月日時	令和7年4月15日午後1時30分
2 主文	債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人	弁護士 安田 文彦
4 免責意見申述期間	令和7年6月10日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第91号	宮崎市清武町加納甲2056番地8 債務者 日高 博
1 決定年月日時	令和7年4月15日午後1時30分
2 主文	債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人	弁護士 速水 渉
4 免責意見申述期間	令和7年6月10日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第125号	宮崎市広島2丁目12番16号 Bonhili 駅前503号 債務者 高田 洋子
1 決定年月日時	令和7年4月15日午後1時30分
2 主文	債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人	弁護士 敏原 孝明
4 免責意見申述期間	令和7年6月10日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第880号	大阪市西成区梅南1丁目1番8-503号 債務者 岸 統宗
1 決定年月日時	令和7年4月14日午後3時
2 主文	債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人	弁護士 三島 大樹
4 免責意見申述期間	令和7年6月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第130号	宮崎県児湯郡木城町大字高城1267番地、前住所宮崎市佐土原町下那珂695番地8 Garden City ヴァンサンカン103号 債務者 橋口 陽子(旧姓林田・清原)

1 決定年月日時	令和7年4月16日午後1時30分	3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第35号
2 主文	債務者について破産手続を開始する。	4 免責意見申述期間	令和7年6月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	釧路市南浜町8番28号 債務者 山下 麻子
3 破産管財人	弁護士 土井 政人	令和7年(フ)第503号	札幌市中央区北13条西16丁目1番11号 ラフォーレ桑園405号 債務者 新美 洋	1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
4 免責意見申述期間	令和7年6月11日まで 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日時	令和7年4月14日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第373号	仙台市青葉区柏木3丁目2番28-11号 メリディアン柏木301 債務者 熊谷早也佳	2 主文	債務者について破産手続を開始する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
1 決定年月日時	令和7年4月15日午後5時	3 免責意見申述期間	令和7年6月9日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 釧路地方裁判所民事部
2 主文	債務者について破産手続を開始する。	令和7年(フ)第46号	令和7年(フ)第46号	釧路市星が浦大通1丁目9番7号 債務者 北田 美里
3 破産管財人	弁護士 大泉 力也	1 決定年月日時	令和7年4月14日午後4時	1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
4 免責意見申述期間	令和7年6月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	2 主文	債務者について破産手続を開始する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第227号	破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間	3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
1 決定年月日時	令和7年4月14日午後2時	4 免責意見申述期間	令和7年6月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 釧路地方裁判所民事部
2 主文	債務者について破産手続を開始する。	令和7年(フ)第527号	札幌市南区川沿9条2丁目1番4号 近藤方 債務者 灰野 俊克	令和7年(フ)第47号
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時	令和7年4月14日午後4時	釧路市益浦4丁目20番10号 債務者 藤田志津江(旧姓眼目)
4 免責意見申述期間	令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	2 主文	債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
令和7年(フ)第36号	新潟県長岡市渡場町4番25号 アイリス桜D棟102号室 債務者 伊佐 愛	3 免責意見申述期間	本件破産手続を廃止する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
1 決定年月日時	令和7年4月14日午後3時	1 決定年月日時	令和7年4月14日午後4時	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
2 主文	債務者について破産手続を開始する。	2 主文	債務者について破産手続を開始する。	4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 釧路地方裁判所民事部
3 破産管財人	弁護士 敏原 孝明	3 理由の要旨	本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第49号
4 免責意見申述期間	令和7年6月10日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	4 免責意見申述期間	札幌地方裁判所民事第4部	釧路市春採6丁目1番2号 三愛道夢、前住所釧路市春採4丁目16番324号 ぼうよう3324号 債務者 尾谷 憲治
令和7年(フ)第420号	釧路市鶴野東4丁目19番7号 債務者 高田 裕美(旧姓種田)	令和7年(フ)第587号	札幌市南区澄川4条5丁目3番16号 澄川クラブハウス205号 債務者 高村 佳伸	1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
1 決定年月日時	令和7年4月14日午後4時	1 決定年月日時	令和7年4月14日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
2 主文	債務者について破産手続を開始する。	2 主文	債務者について破産手続を開始する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨	本件破産手続を廃止する。	4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 釧路地方裁判所民事部
4 免責意見申述期間	令和7年6月5日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	4 免責意見申述期間	札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第4号
令和7年(フ)第130号	宮崎県児湯郡木城町大字高城1267番地、前住所宮崎市佐土原町下那珂695番地8 Garden City ヴァンサンカン103号 債務者 橋口 陽子(旧姓林田・清原)	令和7年(フ)第4号	札幌市中央区澄川4条5丁目3番16号 澄川クラブハウス205号 債務者 高村 佳伸	釧路市春採6丁目1番2号 三愛道夢、前住所釧路市春採4丁目16番324号 ぼうよう3324号 債務者 尾谷 憲治
1 決定年月日時	令和7年4月16日午後1時30分	1 決定年月日時	令和7年4月14日午後4時	1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
2 主文	債務者について破産手続を開始する。	2 主文	債務者について破産手続を開始する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間	令和7年6月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	4 免責意見申述期間	札幌地方裁判所民事第4部	4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第25号 北海道帯広市緑ヶ丘7丁目2番地 グリーン 7ビル403 債務者 坂本 浩二 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第23号 山形県酒田市上安町2丁目17番地の19 債務者 高橋 友美 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 山形地方裁判所酒田支部	令和7年(フ)第84号 埼玉県八潮市大瀬2丁目7番地6 カリー チエ八潮203、旧住所埼玉県久喜市久喜北1 丁目7番60号 債務者 大熊友理香 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第220号 埼玉県春日部市柏壁東1丁目21番14号 メゾ ンド華305号 債務者 小川 理湖 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第227号 川崎市川崎区江川1丁目8番1号 コン フォートエガワ 505 債務者 山田 信子 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第65号 群馬県藤岡市本郷8番地2、前住所群馬県藤 岡市立石698番地4 債務者 飯塚 祐太 1 決定年月日時 令和7年4月14日前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(フ)第164号 埼玉県八潮市緑町1丁目19番地33 プラン ドール101 債務者 松林 りか(旧姓豊島) 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第39号 千葉県銚子市高神西町3066番地 ルミエール 102号 債務者 海老 晴樹 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和7年(フ)第195号 北九州市小倉南区葉山町2丁目1番7号 (コーザ小島201) 債務者 永田 明(旧姓造士) 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第78号 群馬県高崎市大橋町6番地2 債務者 福田 瑛那 1 決定年月日時 令和7年4月14日前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(フ)第165号 埼玉県八潮市緑町1丁目19番地33 プラン ドール101 債務者 豊島蒼一朗 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第53号 千葉県旭市三川4105番地5 飯岡県営住宅 1-201 債務者 堀江 祐衣 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和7年(フ)第202号 北九州市八幡東区中央1丁目1番5-1001 号、前住所北九州市八幡東区尾倉3丁目4番 36号(301号) 債務者 横田 佳菜 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第80号 群馬県高崎市下豊岡町175番地12 債務者 三井田理恵	令和7年(フ)第218号 埼玉県三郷市彦沢1丁目150番地 スプリン グタウン101 債務者 前野 智貴(旧姓立花)	令和7年(フ)第197号 川崎市中原区井田三舞町1番8号 バークレ イコート 206 債務者 元野 享子 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	令和7年(フ)第9号 静岡県掛川市富部972番地の1 債務者 藤田 友晴 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和7年（フ）第58号 愛知県豊川市上長山町小南口53番地12 債務者 岡田 尚子 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年（フ）第114号 静岡県浜松市中央区佐藤3丁目14番10号 内田ハイツ101号室、前住所静岡県浜松市中央区上新屋町211番地の7 債務者 小杉 浩也 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年（フ）第79号 愛知県新城市字札木39番地1 債務者 鹿島 龍太 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所大牟田支部 令和7年（フ）第17号 福岡県大牟田市浜田町16番地9 久栄マンション401号 債務者 井形 尚輝（旧姓小川原） 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年（フ）第53号 山形市千歳2丁目5番16号 アンジェリックD 103号、前住所山形市長町2丁目3番46号 債務者 佐藤 春幸 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 山形地方裁判所民事部	令和7年（フ）第120号 静岡県磐田市前野2242-2 前野テラスハウスA-2、住民票上の住所静岡県周智郡森町一宮4566番地の4 債務者 ナカハラ里花子 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和6年（フ）第355号 岡山県倉敷市玉島1丁目15番34号 サンライズ玉島115 債務者 松岡 功 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年（フ）第42号 長崎県佐世保市権常寺町1501番地 早岐住宅E棟104 債務者 山崎 律子 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年（フ）第12号 静岡県掛川市本郷2117番地の2 債務者 太田葉也美 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	令和7年（フ）第105号 福岡県久留米市山川安居野3丁目9番23-2号 レガロシェルブルB号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字須恵339番地1 バインバル須恵B104号 債務者 荒木 倭歌 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年（フ）第69号 岡山県総社市福井2123番地 Y・プラツツB102号室、転居前の住所岡山県総社市駅南1丁目35番地13 レオパレス総社南207号室 債務者 吉川 彩花 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年（フ）第42号 長崎県佐世保市権常寺町1501番地 早岐住宅E棟104 債務者 山崎 律子 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年（フ）第10号 岩手県宮古市近内2丁目10番2-307号 市営住宅 債務者 稲次 渉美（旧姓吉田） 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前11時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 盛岡地方裁判所宮古支部	令和7年（フ）第181号 川崎市川崎区浜町1丁目1番3号 日神パレスステージ川崎第2 704 債務者 秋山 孝 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	令和7年（フ）第16号 福岡県大牟田市浜田町16番地9 久栄マンション401号 債務者 井形菜津紀 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	令和7年（フ）第297号 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目3番5号 ラファイエ05d 債務者 近藤 直広 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第29号
札幌市厚別区厚別中央2条2丁目3番5号
ラファイエ05d
債務者 小林 晴加(旧姓大野)
1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第38号
千葉県東金市上谷3439番地114
債務者 芦田 良司
1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第51号
千葉県香取郡多古町飯筐790番地102(サンローズ102)
債務者 薄井 健二
1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第331号
横浜市南区通町2丁目41番地1 ポートハイム弘明寺第3 705
債務者 寺嶋 陽祐
1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第363号
神奈川県大和市柳橋5丁目7番地2 オークスピリッジB301
債務者 妻倉 杏悟

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第404号
横浜市保土ヶ谷区天王町1丁目25番地の2
債務者 河野 清治

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第501号
横浜市港南区日野9丁目26番1号 康誠ビル301号
債務者 松山 幸弘

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第552号
横浜市旭区川井本町4番地6 横浜ヒルズトンハウス206
債務者 上野 盛次

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第576号
横浜市神奈川区斎藤町37番4-103号
債務者 二宮 雅人

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第609号

神奈川県茅ヶ崎市下町屋2丁目8番38号
S. ヴィラージュ湘南102
債務者 井上 琴美

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第754号

横浜市港南区野庭町600番地 野庭住宅10棟
203号
債務者 栗林 一美

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第862号

横浜市港北区綱島台10番15号 翠和荘201号
室
債務者 川越 準平

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第61号

愛知県一宮市明地字風張57番地
債務者 川上 雅人

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第273号
京都市上京区七本松通一条上る滝ヶ鼻町1006番地38
債務者 山田 文子
1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
　　京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第282号
京都府木津川市木津町南垣外12番地3 コンフォール201号、申立時の住所京都府木津川市市坂北畠64番地
債務者 尾崎 芳子
1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
　　京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第306号
京都市中京区西ノ京南円町135番地 1002、
前住所京都市東山区今熊野剣宮町29番地の6
債務者 山岸 朱實
1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
　　京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第315号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字林前25番地
フラツツ下狛313号、前住所大阪府枚方市長尾元町7丁目8番10号
債務者 四本 光幸
1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
　　京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第319号 京都府長岡京市緑が丘14番17号 債務者 酒井 晃 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第9号 京都府舞鶴市清美が丘69番地の6府営住宅805号 債務者 松元 充広 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 京都地方裁判所舞鶴支部破産係	令和7年(フ)第224号 堺市中区陶器北998番地3、前住所堺市西区草部1072番地 5棟409号 債務者 竹ノ内 進 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第326号 京都府向日市寺戸町南垣内5番地 南垣内市営住宅 B棟301号 債務者 白本 幸生 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第160号 堺市美原区今井101サニープレスB棟101、住民票上の住所堺市美原区今井219番地9 債務者 渡邊 瑠美 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第241号 大阪府富田林市藤沢台1丁目4番11-313号 債務者 磯山 精 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第328号 京都府木津川市山城町上狛東作り道33番地13 債務者 大久保由香理 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第167号 堺市堺区大浜南町3丁1番13-221号 債務者 木島 栄二 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第268号 堺市南区茶山台3丁22番10-710号 債務者 佐野 純隆 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第355号 京都市左京区一乗寺東杉ノ宮町27番地 洛陽荘102号 債務者 西原 ミミ 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第214号 堺市東区草尾112番地5 プレオール草尾4B号 債務者 石橋 彩女 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第9号 高知県香南市吉川町吉原188番地1 債務者 西本 将春 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 高知地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2193号 東京都葛飾区奥戸5丁目8-8-702 債務者 森澤 玲王 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2195号 東京都新宿区西落合2丁目20-16-401 債務者 太田 愛梨 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2279号 東京都三鷹市井口1丁目8-7-205 債務者 前田 洋里 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2280号
東京都大田区東六郷1丁目19-9 インベスト雜色8 101
債務者 本川 芳宏
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2281号
東京都板橋区西台1丁目47-5-208
債務者 椎名 奈央
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2282号
東京都板橋区徳丸8丁目20-11-401
債務者 椎名 孝美
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2283号
東京都練馬区富士見台4丁目4-18
債務者 飯島 一俊
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2284号
東京都練馬区田柄1丁目14-13-104
債務者 藤井 勝利

1 決定年月日時 令和7年4月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月20日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1018号

大阪府門真市柳町6-20-103、住民票上の住所大阪府東大阪市西石切町7丁目6番13-409号
債務者 田中 洋丞

1 決定年月日時 令和7年4月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第20号

島根県出雲市知井宮町963番地1 ビレッジハウス西出雲2-403
債務者 加田美奈子

1 決定年月日時 令和7年4月15日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月24日午前11時30分

松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第2184号

東京都江戸川区西小岩3丁目12-16-101
債務者 納谷 孝史

1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月17日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2241号
神奈川県川崎市中原区下小田中2丁目26-13-102
債務者 廣瀬 永
1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月17日午後2時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2286号
東京都板橋区大谷口北町50-3-605
債務者 野口 琴花
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月17日午後2時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2307号
東京都練馬区東大泉4丁目21-9-207
債務者 小沼 宏
1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月17日午後2時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2340号
東京都足立区青井3丁目29-1-307
債務者 田口 明子
1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月17日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2367号	東京都新宿区西新宿5丁目18-26-402 債務者 下笠美千代 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2432号	東京都中央区新川2丁目6-6-605 債務者 宇野真由美 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2438号	東京都江戸川区平井6丁目-12-14-302 債務者 島崎 久宏 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2471号	東京都中野区野方4丁目42-14-202 債務者 由水 剛 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2474号	東京都江戸川区東葛西4丁目3-16-203 第11ミツミハイツ 債務者 三星 穂 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2345号	東京都大田区多摩川1丁目26-13-105 債務者 松尾 謙二 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2333号	東京都荒川区町屋6丁目27-4-205 債務者 岡崎 光一 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2339号	東京都町田市玉川学園4丁目3-37-206 債務者 山下 真央 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1215号	大阪府八尾市相生町3丁目3番10-205号 債務者 手島 陽菜(旧姓佐々木) 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1305号	大阪市港区夕凪1丁目4番12-203号、前住 所京都市南区久世大築町203番地 市営住宅 5B棟206号 債務者 故引 由衣 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和5年(フ)第5323号	福井県越前市行松町第17号3番地の2 破産者 フクイマルマツ株式会社 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部
令和5年(フ)第255号	(最後の住所) 兵庫県明石市二見町福里162 番地の21、開始決定時の住所兵庫県明石市二 見町福里162番地の21 破産者 被相続人亡福島伸子相続財産(開始決 定時の表示福島伸子) 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和5年(フ)第177号	東京都町田市本町田327番地 破産者 友和自動車株式会社 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1972号	横浜市戸塚区上矢部町14番地1モア・ステー ジ戸塚105号 破産者 株式会社ウチダ 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第479号	神奈川県愛甲郡愛川町中津3505 破産者 合同会社E i g h t b a r s 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 横浜地方裁判所小田原支部民事部

<p>令和6年(フ)第142号 愛知県一宮市光明寺字辻河原43番地 破産者 株式会社匠プラスチック 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p style="text-align: right;">名古屋地方裁判所一宮支部</p>	<p>令和5年(フ)第3628号 大阪府南河内郡太子町大字春日1703番地の2 破産者 米田 實 1 決定年月日 令和7年4月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">鳥取地方裁判所民事部</p>
<p>破産手続終結及び免責許可決定</p> <p>令和6年(フ)第594号 仙台市若林区荒井東1丁目2番地の10 エストアライ202 破産者 千葉 貴博 1 決定年月日 令和7年4月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第693号 広島市南区西旭町16番20号 破産者 三宅 英之 1 決定年月日 令和7年4月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">広島地方裁判所民事第4部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>
<p>令和5年(フ)第131号 茨城県日立市中成沢町2丁目13番2-201号 破産者 佐藤 雄太 1 決定年月日 令和7年4月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">水戸地方裁判所日立支部</p>	<p>令和6年(フ)第245号 大分市永興2丁目6番6号 破産者 大谷 昌弘 1 決定年月日 令和7年4月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>
<p>令和5年(フ)第113号 群馬県安中市安中1丁目13番32号、前住所群馬県安中市安中1丁目13番32-2号 破産者 萩原 一芳 1 決定年月日 令和7年4月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">前橋地方裁判所高崎支部</p>	<p>令和6年(フ)第902号 神奈川県藤沢市羽鳥2丁目1番27-505号 破産者 佐藤 秀樹 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p style="text-align: right;">大阪地方裁判所第6民事部</p>
			<p>破産債権の届出期間及び一般調査期日</p> <p>令和6年(フ)第2851号 大阪府箕面市桜ヶ丘4丁目12番35号 破産者 福山 拓也 1 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで 2 一般調査期日 令和7年7月10日午後2時 令和7年4月15日</p> <p style="text-align: right;">大阪地方裁判所第6民事部</p>

令和6年(フ)第212号
神戸市西区森友1丁目104番地の1 アンティークショコラ3番館101号、前住所兵庫県明石市明南町2丁目2番19号
破産者 山口 孝志
1 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで
2 一般調査期日 令和7年6月10日午前11時50分
令和7年4月15日
神戸地方裁判所明石支部破産係
令和6年(フ)第4266号
大阪市鶴見区鶴見4丁目1番2号ソーレブリアンテ今福鶴見(R e : Z O N E今福鶴見01)210号室
破産者 株式会社ハウスパートナー
1 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで
2 一般調査期日 令和7年7月7日午後1時30分
令和7年4月16日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第925号
島根県松江市玉湯町湯町283番地、開始決定時大阪府東大阪市末広町21番7号
破産者 本山 岢三
1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
2 一般調査期日 令和7年6月30日午後2時50分
令和7年4月16日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第2447号
大阪市西区土佐堀1丁目5—15 エステムコート大阪中之島南404、住民票上の住所大阪市中央区平野町1丁目3番6—202号
破産者 太田 昌延
1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
2 一般調査期日 令和7年7月10日午後2時50分
令和7年4月16日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第222号
長崎県佐世保市稻荷町30—11みゆき荘B—1、住民票上の住所長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦166番地2 山手浦第2住宅A棟103号
破産者 久保田諒平
1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
2 一般調査期日 令和7年7月4日午前10時45分
令和7年4月14日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和6年(フ)第150号
東京都足立区西新井1丁目35番15号 エステートピアエース102、開始決定時の住所堺市美原区阿弥478番地14
破産者 小林電気こと 小林 勝男
1 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで
2 一般調査期日 令和7年6月24日午前11時
令和7年4月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第812号
大阪府松原市天美西1丁目10番26号
破産者 株式会社仁空星空調
1 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで
2 一般調査期日 令和7年7月1日午前11時
令和7年4月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第863号
大阪府大阪狭山市山本南320番地
破産者 グッディ株式会社
1 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで
2 一般調査期日 令和7年6月24日午前11時
令和7年4月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第4591号
大阪府大東市南新田1丁目12番301号
破産者 村上 博康
1 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
2 一般調査期日 令和7年6月23日午後2時40分
令和7年4月15日
大阪地方裁判所第6民事部
令和5年(フ)第2455号
大阪府枚方市池之宮2丁目24番8号
破産者 河野 宏子
1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
2 一般調査期日 令和7年7月3日午後2時50分
令和7年4月16日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第603号
大阪市西区新町2丁目12番4号セレーノ新町8階
破産者 株式会社M R S
1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
2 一般調査期日 令和7年7月7日午後2時40分
令和7年4月15日
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2093号
さいたま市見沼区大字蓮沼1541番地2
破産者 株式会社弥栄工務店
1 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
2 一般調査期日 令和7年7月14日午後1時50分
令和7年4月15日
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第708号
岡山市南区藤田1029番地3
破産者 株式会社MF (旧商号メイシヨクワーズ株式会社)
1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
2 一般調査期日 令和7年7月15日午前10時50分
令和7年4月15日
岡山地方裁判所第3民事部
破産管財人変更
令和7年(フ)第987号
東京都世田谷区代田5丁目35—15—101
破産者 船橋 友樹
破産管財人 吉里かおりが辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人 弁護士 大島 貴文
令和7年4月10日
東京地方裁判所民事第20部
免責審尋期日
令和6年(フ)第8660号
東京都日野市三沢4丁目21—6
破産者 本多 昭
審尋期日 令和7年6月17日午後2時30分
令和7年4月9日
東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8919号
東京都三鷹市牟礼2—10—12—201、住民票上の住所千葉県船橋市海神町南1丁目737—1—107
破産者 藤武 孝暢
審尋期日 令和7年6月25日午前11時30分
令和7年4月10日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和6年(ヒ)第2098号
東京都中央区日本橋3丁目8番2号新日本ビル税理士法人東京総合会計内
清算株式会社 養生堂日本株式会社
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部
令和6年(ヒ)第3029号
大阪市中央区本町4丁目1番13号
清算株式会社 株式会社サンウェル・ジャパン
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第6民事部

特別清算協定認可

令和6年(ヒ)第2087号
東京都板橋区板橋1丁目5番10号
清算株式会社 株式会社フォトン
代表清算人 園部 真也
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 次の協定を認可する。
協定
1 清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に對し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に對し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に對し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間**令和6年(再)第4号**

福岡県田川市大字伊田2621番地3
再生債務者 株式会社デザインステーション
特別調査期間 令和7年5月8日から令和7年5月14日まで
令和7年4月10日

福岡地方裁判所第4民事部

決議に対する決定**令和6年(再)第1号**

北海道根室市光洋町2丁目30番地
再生債務者 寺島興業株式会社
1 決議に対する再生計画案 令和7年2月28日
付け再生債務者提出の再生計画案
2 議決権行使の方法 書面投票
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月9日
4 議決権不統一行使の通知期限 令和7年4月22日

令和7年4月8日 鈴鹿地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始**令和7年(再)第15号**

秋田市広面字樋ノ沖43番地1 モーニンググローリーA203
再生債務者 高階由佳子
1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年5月28日まで

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再)第12号

栃木県佐野市大橋町3194-7 ラウレールB201
再生債務者 根岸 拓己
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月29日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(再)第3号

鳥取県米子市下郷337番地
再生債務者 関口須美子
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで

鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(再)第7号

愛媛県松山市古川北1丁目11番6号 エステートはなみづきC105号
再生債務者 正岡 輝彦
1 決定年月日時 令和7年4月16日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月21日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年(再)第11号

長崎県長崎市館内町6番27号
再生債務者 町田浩太郎
1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月11日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再)第3号

長崎県佐世保市天神4丁目33番6-1号
再生債務者 深江 孝雄
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年5月29日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

令和6年(再)第294号

横浜市栄区鍛冶ヶ谷2丁目38番1号
再生債務者 宮崎 繁徳

1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再)第27号

神奈川県海老名市東柏ヶ谷6丁目24番11-505号

再生債務者 市川 友一

1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再)第17号

大阪府和泉市とあ町1丁目8番15号

再生債務者 立羽真理子

1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月2日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再)第10号

福岡県久留米市南薰西町2000番地1 南薰ハイツ703号

再生債務者 中西 栄葵

1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年5月27日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再)第3号

宮城県気仙沼市百目木112番地13

再生債務者 菅原 一葵

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月10日まで

仙台地方裁判所気仙沼支部

令和7年(再)第6号

山形県米沢市館山1丁目1番137-37号

再生債務者 大沼 功貴

1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月10日まで

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(再)第6号

栃木県足利市福居町1222番地8

再生債務者 坂口ミゲルこと サカグチ マエシキ ミゲル エドワルド

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月4日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和6年(再)第236号

神奈川県茅ヶ崎市平和町1番21号

再生債務者 廣井みや子

1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月3日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再)第8号

静岡県浜松市浜名区寺島3231番地の1

再生債務者 結家 真一

1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年5月30日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年（再イ）第22号 京都市西京区大原野上里南ノ町555番地27 再生債務者 エヌ建こと 西村 浩成 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年5月30日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年（再イ）第4号 北海道室蘭市高砂町3丁目10番14号 再生債務者 江良 武幸 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第37号 横浜市鶴見区馬場1丁目10番37-B204号 再生債務者 平山 茂美（旧姓仲間） 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第2号 京都府亀岡市宇津根町矢代出4番地4 ラ・ルミナーU21号 再生債務者 中永 博之 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年5月30日まで 京都地方裁判所園部支部再生係	令和7年（再イ）第61号 大阪市北区西天満3丁目1番25-809号 再生債務者 松島晋太郎 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第30号 埼玉県上尾市本町5丁目18番29号 再生債務者 紺野 健夫 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月4日まで 札幌地方裁判所室蘭支部再生係
令和7年（再イ）第2号 京都府亀岡市宇津根町矢代出4番地4 ラ・ルミナーU21号 再生債務者 中永 博之 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年5月30日まで 京都地方裁判所園部支部再生係	令和7年（再イ）第24号 広島県東広島市八本松町飯田728番地2 ヴィラセレーナ204号 再生債務者 今北 哲哉 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月3日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第30号 埼玉県上尾市大字瓦葺1202番地13 再生債務者 山崎 真広 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月4日まで さいたま地方裁判所第3民事部
令和6年（再イ）第534号 大阪市東住吉区住道矢田3-3-32-301号 (前住所大阪府羽曳野市西浦5丁目414番地の23) 再生債務者 岡田建設こと 岡田 紘一 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第4号 広島県三原市下北方1丁目6番24号 再生債務者 植崎 勝也 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月3日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第34号 埼玉県上尾市大字瓦葺1202番地13 再生債務者 山崎 真広 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月4日まで さいたま地方裁判所第3民事部
令和6年（再イ）第544号 大阪市鶴見区浜2丁目5番5-901号 再生債務者 柴田 樹里 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第6号 福岡県行橋市中央3丁目6番5-903号 再生債務者 淺井 優子 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年5月27日まで 福岡地方裁判所尾道支部	令和7年（再イ）第23号 神奈川県綾瀬市綾西3丁目10番2号 再生債務者 安齋 龍成 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第29号 大阪府豊中市春日町5丁目11番10の3号 再生債務者 岡田 歩	令和7年（再イ）第31号 神奈川県大和市下鶴間2552番地33 再生債務者 下山 大輔 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月4日まで 福岡地方裁判所行橋支部再生係	令和7年（再イ）第15号 静岡県駿東郡長泉町竹原142番地の7 フアミユハイツ303号 再生債務者 田中 祐哉 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月18日まで 新潟地方裁判所高田支部

令和6年(再イ)第70号 静岡県袋井市月見町13番地の6 佐藤信家 西南棟 再生債務者 成田 譲 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係 令和6年(再イ)第71号 静岡県袋井市月見町13番地の6 佐藤信家 西南棟 再生債務者 木村ルリ子 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係 令和7年(再イ)第2号 香川県坂出市谷町1-5-35ホワイトウイング103(住民票上の住所) 兵庫県姫路市広畠区西蒲田205番地1 再生債務者 北浦 完祐 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月11日まで 高松地方裁判所丸亀支部 令和7年(再イ)第14号 福井県坂井市丸岡町下安田第13号1番地28 再生債務者 清田 孝徳 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月4日まで 福井地方裁判所 令和7年(再イ)第16号 福井市羽水2丁目606番地 ラ カーサ ミーア羽水201号室 再生債務者 藤木 洋平	1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月4日まで 福井地方裁判所 小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和5年(再口)第20号 神奈川県大和市南林間4丁目13番11-1号 再生債務者 千々岩八尋 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで 令和7年4月14日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和6年(再イ)第245号 神奈川県高座郡寒川町一之宮2丁目9番1号 再生債務者 重本 高宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで 令和7年4月14日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和6年(再イ)第8号 千葉県南房総市富浦町南無谷2283番地 再生債務者 石井 恵子 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月15日 千葉地方裁判所館山支部破産再生係 令和5年(再イ)第242号 横浜市旭区さちが丘52番地7 アーヴァイン山太202号 再生債務者 関 一輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月16日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
---	--

令和6年（再イ）第39号 大阪府泉南市信達市場37番地の71（前住所） 堺市中区深井沢町3410番地 シンセリティ堺 401号 再生債務者 中蘭 貴之 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで 令和7年4月15日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和6年（再イ）第45号 埼玉県行田市大字埼玉5024番地1 再生債務者 長谷川真樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 さいたま地方裁判所熊谷支部 令和6年（再イ）第77号 岐阜県各務原市松が丘1丁目141番地13 再生債務者 池田 基 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 岐阜地方裁判所 令和6年（再イ）第93号 静岡市清水区西久保215番地の13 再生債務者 平田 和史 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 静岡地方裁判所民事第2部 令和6年（再イ）第16号 佐賀県伊万里市山代町楠久津177番地597 再生債務者 川野 将司 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係	令和6年（再イ）第14号 京都府亀岡市余部町岩ヶ谷1番地98 再生債務者 日高 清久 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで 令和7年4月15日 京都地方裁判所園部支部再生係 令和7年（再イ）第2号 神戸市長田区北町1丁目40番地の1 エクセルコート神戸長田201号 再生債務者 堀内 実 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月14日 長崎地方裁判所佐世保支部 令和6年（再イ）第24号 鳥取県米子市皆生温泉2丁目13番12号 再生債務者 熊本 晋也 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 鳥取地方裁判所米子支部 令和6年（再イ）第114号 兵庫県姫路市飾磨区龜山127番地 サンライズ姫路1B（従前の住所）兵庫県姫路市広畑 区才629番地6 再生債務者 武本 陽助 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 神戸地方裁判所姫路支部 令和6年（再イ）第126号 岡山市北区川入1011番地20 再生債務者 光延慎一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月15日 岡山地方裁判所第3民事部 令和6年（再イ）第30号 長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷2262番地 ス ターテラスKAZU206号 再生債務者 松尾 雄平 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月14日 長崎地方裁判所佐世保支部 令和6年（再イ）第24号 鳥取県米子市皆生温泉2丁目13番12号 再生債務者 熊本 晋也 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 鳥取地方裁判所米子支部 令和6年（再イ）第39号 高知市二葉町9番22号 再生債務者 中西 肇 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 高知地方裁判所民事部個人再生係 令和6年（再イ）第12号 青森県十和田市西二十三番町43番31号 再生債務者 平野 徹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月15日 青森地方裁判所十和田支部 小規模個人再生による再生計 画取消 平成16年（再イ）第946号 大阪市生野区巽南3丁目9番26-105号（認 可決定時の住所 大阪市平野区平野東4丁目 1番34号） 再生債務者 笹次 輝彦 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 平成17年1月13日に認可した再 生計画には、民事再生法189条1項2号に定め る事由がある。 令和7年4月15日 大阪地方裁判所第6民事部 小規模個人再生による再生手 続廃止 令和6年（再イ）第48号 愛知県豊橋市有楽町101番地 フレシールk a z e101 再生債務者 赤尾 涼太 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年4月15日 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和6年（再イ）第35号 三重県津市久居野村町540番地12 再生債務者 林 裕也 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年4月16日 津地方裁判所再生係 給与所得者等再生による再生 手続開始 令和7年（再口）第1号 静岡県伊豆の国市原木447番地の5 再生債務者 遠藤 誠 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令 和7年6月3日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
--	---

**給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取**

令和6年(再口)第16号

仙台市泉区鶴が丘2丁目3番地の25

再生債務者 玉川 明

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月10日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年5月9日まで
令和7年4月15日

仙台地方裁判所第4民事部

**給与所得者等再生による再生
計画認可**

令和6年(再口)第10号

埼玉県越谷市花田3丁目16番地9 アメニティプラザ式番館105号

再生債務者 大矢 大輔

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年4月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月14日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和6年(再口)第10号

兵庫県姫路市広畠区蒲田5丁目110番地エクセレントハウスⅡ201

再生債務者 宇久 未来

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年4月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月16日 神戸地方裁判所姫路支部

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第1号

熊本県玉名市大浜町2173番地1

申立人 株式会社丸光商事

住所 不明

所有者 坂本 新平

届出期間満了日 令和7年5月29日

令和7年4月8日 熊本地方裁判所玉名支部

(別紙) 物件目録

所在 玉名郡和水町内田字山田

地番 1662番

地目 山林

地積 44平方メートル

令和7年(チ)第2号

熊本県玉名市大浜町2173番地1

申立人 株式会社丸光商事

住所 不明

所有者 坂本 重藏

届出期間満了日 令和7年5月29日

令和7年4月8日 熊本地方裁判所玉名支部

(別紙) 物件目録

所在 玉名郡和水町内田字山田

地番 1640番

地目 山林

地積 1119平方メートル

令和7年(チ)第3号

熊本県玉名市大浜町2173番地1

申立人 株式会社丸光商事

住所 不明

(不動産登記記録上の住所) 玉名郡菊水町大字内田2086番地

所有者 菊池安次郎

届出期間満了日 令和7年5月29日

令和7年4月8日 熊本地方裁判所玉名支部

(別紙) 物件目録

所在 玉名郡和水町内田字本谷

地番 1469番2

地目 山林

地積 66平方メートル

令和7年(チ)第4号

熊本県玉名市大浜町2173番地1

申立人 株式会社丸光商事

住所 不明

(不動産登記記録上の住所) 玉名市高瀬134番地

所有者 坂本ミサヲ

届出期間満了日 令和7年5月29日

令和7年4月8日 熊本地方裁判所玉名支部

(別紙) 物件目録

所在 玉名郡和水町内田字柿木ウド

地番 1606番

地目 雜種地

地積 294平方メートル

令和7年(チ)第5号

熊本県玉名市大浜町2173番地1

申立人 レミー土地開発株式会社

住所 不明

所有者・共有者 持分 3分の1 菊地 菊平

持分 3分の1 菊地勝三郎

持分 3分の1 菊地 早雄

届出期間満了日 令和7年5月29日

令和7年4月8日 熊本地方裁判所玉名支部

(別紙) 物件目録

所在 玉名郡和水町内田字鬼谷

地番 2247番

地目 墓地

地積 113平方メートル

共有者 持分 3分の1 菊地菊平

持分 3分の1 菊地勝三郎

持分 3分の1 菊地早雄

会社その他のお知らせ

合併公告

左記会社は吸収合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和7年6月1日であり、甲は会社法第七十九条第一項に基づき株主総会の承認決議は終了す、乙の株主総会の承認決議は令和7年二月二十七日に終了しております。

本合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.feedforce.jp/corporate/e_publicnotice/

(乙) <https://fracta.co.jp/pages/company>

令和7年4月24日

東京都港区南青山一丁目二番六号

(甲) 株式会社ファイードフォース

代表取締役 塚田 耕司

東京都港区南青山一丁目二番六号

(乙) 株式会社フラクタ

代表取締役 阿部 圭司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

です。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙

掲載紙の日付 令和7年3月28日

(乙) 掲載紙

掲載紙の日付 令和7年3月28日

(丙) 掲載紙

掲載紙の日付 令和7年4月24日

東京都港区千代田区霞が関二丁目七番一号霞が

関東急ビル

(甲) 株式会社東京設計事務所

代表取締役 斎谷 薫

(乙) 株式会社T E C I N T A N O N A

代表取締役 狩谷 薫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都港区高輪三丁目五番一〇号

(甲) 合同会社こうき

代表社員 津田 和生

(乙) 合同会社R i n g o f N Y

代表社員 津田 和生

(丙) 合同会社クラーク

代表社員 津田 和生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都中央区八丁堀四丁目一番一〇号A

(甲) 大分杉原太陽光発電所合同会社

代表社員 R B S O U L A 2号ホーリル

デイングス一般社団法人

職務執行者 出澤 貴人

J 税理士法人内

(甲) 大分杉原太陽光発電所合同会社

代表社員 大分杉原太陽光発電所合同会社

職務執行者 出澤 貴人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月二十四日

東京都世田谷区瀬田一丁目二六番二号
(甲) 合同会社ディープエコロジー
代表社員 有限会社ディープエコロジー
職務執行者 林 義直

東京都世田谷区瀬田一丁目二六番二号
(乙) 有限公司ディープエコロジー
取締役 林 義直

合併公告
左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日
(甲) 有限公司ディープエコロジー
取締役 林 義直
左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

新潟県新発田市舟入町一丁目二番三六号

(甲) 医療法人信眼会
理事長 田中 和男
(乙) 医療法人社団仁明会
理事長 田中 和男

吸收分割公告
左記会社は吸收分割して甲は乙のOmni H u b事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることとしたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年四月十八日に終了しております。

本吸收分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://rewired.jp/>

(乙) https://www.feedforce.jp/corporate/e_publicnotice/

令和七年四月二十四日

東京都港区南青山一丁目二番六号
(甲) 株式会社リワイア
代表取締役 加藤 英也

東京都港区南青山一丁目二番六号
(乙) 株式会社フィードフォース
代表取締役 塚田 耕司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日
(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年二月十四日
掲載頁 六十五頁 (号外第三十号)

掲載の日付 令和七年二月十四日
掲載頁 七十七頁 (号外第三十号)

愛知県豊田市生駒町立入九三番地
(甲) 中部技建株式会社
代表取締役 市川 泰久

名古屋市中川区小碓通二丁目二五番地
(乙) 株式会社伊藤工務店
代表取締役 伊藤 德宏

新潟県新潟市中央区笛口二丁目一番地一二
(乙) 医療法人社団仁明会
理事長 田中 和男

新潟県新潟市中央区笛口二丁目一番地一二
(乙) 医療法人信眼会
理事長 田中 和男

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社つながり(住所愛知県名古屋市天白区植田山四丁目二〇九番地)に対して当社の自然エネルギー等による発電事業、セミナー事業及び生活雑貨用品の販売事業並びにこれらに附帯関連する事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日
岐阜市六条大溝三丁目五番地九
農事組合法人平井農産
理事 佐藤 敏

令和七年四月二十四日
新潟県柏崎市大字平井三五七二番地

令和七年四月二十四日
合資会社宮越商店
代表社員 澤村 誉

令和七年四月二十四日
秋田県北秋田市阿仁水無字大町二七番地
合資会社宮越商店
代表社員 澤村 誉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日
東京都渋谷区本町三丁目五番二号マイクス
デザイン渋谷本町七〇二 合同会社 H a D
代表社員 市川 直樹

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日
東京都世田谷区大蔵二丁目五番一〇号九〇三
S & T合同会社
代表社員 友常 鳩人

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日
東京都世田谷区大蔵二丁目五番一〇号九〇三
S & T合同会社
代表社員 友常 鳩人

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日
東京都世田谷区大蔵二丁目五番一〇号九〇三
S & T合同会社
代表社員 友常 鳩人

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日
横浜市西区岡野二丁目一三番二〇一一号
合同会社リノパンス
代表社員 豊島 一欽

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日
岡山市北区錦町八一二二 (1F)
合同会社花水木
代表社員 伊藤 友栄

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日
横浜市西区岡野二丁目一三番二〇一一号
合同会社リノパンス
代表社員 豊島 一欽

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年四月二十四日

神奈川県横浜市南区真金町二丁目二〇番地
九朝日プラザ大通り公園四〇四号
O K I N A G R O U P 合同会社
代表社員 翁 祖才
志豪

組織変更公告
当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日
熊本県熊本市北区梶尾町一四〇九番地三
合同会社川口建設工業
代表社員 川口 淳

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和7年4月二十四日

大分県杵築市山香町大字野原四六六二番地
の三〇五 農事組合法人二ード牧場

理事 菅原 隆

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二日であり、株主総会の決議は、令和七年四月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月二十四日

秋田市南通龜の町四番一五号ヤマキウビル

有限公司 MUGEN

取締役 磯崎 悠耶

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二日であり、株主総会の決議は、令和七年四月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月二十四日

東京都大田区山王二丁目六番二号

代表取締役 飯島 信行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二日であり、株主総会の決議は、令和七年四月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

千葉県松戸市本町二三一五土屋ビルF

有限会社夢工房

代表取締役 飯島 信行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都千代田区平河町二丁目五番三号

株式会社ガイアックス

掲載頁 九頁

令和七年四月二十四日

東京都港区港南二丁目三番一三号

日本における代表者 吉川 宏次

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年三月二十六日

令和七年四月二十四日

東京都新宿区西新宿三丁目七番二号

株式会社コンランシヨップ・ジャパン

代表取締役 渡邊 理

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金千五百万二千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都渋谷区渋谷二一九一五宮益坂ビルディング六〇九 Fuel 株式会社

代表取締役 嶋田 風

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億三千八百四万七千二百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都渋谷区代々木三丁目三三番一一号カーベル株式会社

代表取締役 阿部 聰

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億五千万円、資本準備金の額を十二億五千万円減少することにいたしました。

ただし、令和七年四月十五日に十二億五千万円を増資しており、資本金の額は十三億五千万円となつております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都渋谷区寺島本町西一丁目五番一号徳島県徳島市寺島本町西一丁目五番一号

代表取締役 近藤 洋祐

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である倉林弘明が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年四月二十四日

東京都野市東豊田三丁目二一番地の一PROSIT KURABAYASHI CORPORATION

日本における代表者 倉林 弘明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千円、資本準備金の額を二千五百円減少し、それぞれ一千円、○円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都文京区後楽一丁目四番二五号

代表取締役 中塚 晃章

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である吉川宏次が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都文京区後楽一丁目四番二五号

代表取締役 中塚 晃章

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都文京区後楽一丁目四番二五号

代表取締役 中塚 晃章

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都文京区後楽一丁目四番二五号

代表取締役 中塚 晃章

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲及び乙は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。(以下「本吸収分割」といいます)。

また、左記会社のうち乙及び丙は、本吸収分割の効力発生を停止条件として合併し、乙は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました(以下「第一合併」といいます)。

さらに、左記会社のうち丁及び乙は、本吸収分割の効力発生及び第一合併の効力発生を停止条件として合併し、丁は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

これらの会社分割及び合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

ただし、令和七年四月十日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

(丙) 確定した最終事業年度はありません。

(丁) 確定した最終事業年度はありません。

(戊) 確定した最終事業年度はありません。

(己) 確定した最終事業年度はありません。

(庚) 確定した最終事業年度はありません。

(辛) 確定した最終事業年度はありません。

(壬) 確定した最終事業年度はありません。

(癸) 確定した最終事業年度はありません。

(亥) 確定した最終事業年度はありません。

(子) 確定した最終事業年度はありません。

(丑) 確定した最終事業年度はありません。

(寅) 確定した最終事業年度はありません。

